

## 静岡県生活環境の保全等に関する条例(悪臭関係)に係る届出一覧表

届出の種類	根拠条文	届出期間	摘要
①特定施設設置届出書	条例第91条	特定施設の設置の工事開始の日の30日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
②特定施設使用届出書	条例第92条	条例適応日から30日以内	新たに特定施設が追加されたとき
③特定施設変更届出書	条例第93条	変更に係る工事開始の日の30日前	①又は②の届出をした者について、その特定施設の構造や使用方法、悪臭防止の方法を変更しようとするとき
④氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	条例第96条	変更の日から30日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
⑤承継届出書	条例第96条	承継があった日から30日以内	特定施設に係る届出者の地位を承継したとき
⑥特定施設使用廃止届出書	条例第96条	廃止した日から30日以内	特定施設の使用を廃止したとき